

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱

制定 4 輸国第 3 8 5 9 号
令和 4 年 1 2 月 2 日
農林水産事務次官依命通知

改正 令和 5 年 1 1 月 2 9 日 5 輸国第 3 2 2 2 号

改正 令和 6 年 1 2 月 1 7 日 6 輸国第 2 9 5 4 号

改正 令和 7 年 1 2 月 1 6 日 7 輸国第 3 2 2 3 号

(趣旨)

第 1 本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

(通則)

第 2 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、補助事業者が別表 1 の事業内容の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助するものとする。

(事業の内容)

第 4 本事業において実施する事業の区分及び内容並びに補助事業者は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(事業の採択)

第 5 事業の採択基準については、輸出・国際局長、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長又は水産庁長官が別に定める。

(事業実施計画の提出)

第 6 補助事業者は、補助金の交付申請より前に、輸出・国際局長、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長又は水産庁長官（以下「輸出・国際局長等」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる者（以下「事業実施計画調整者」という。）に提出しなければならない。

2 事業実施計画調整者は、その内容を調整することができる。

3 事業実施計画の変更（輸出・国際局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、第 1 項に準じて行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

（流用の禁止）

第8 別表1の区分の欄に掲げる事業に係る経費は相互流用してはならない。

（申請手続）

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を、別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、事業実施計画調整者が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第11 交付決定者は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

第13 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。第2項及び第3項において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に遅滞なく届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第14 補助事業者は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在（補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあつては、当該期日。）において別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日（補助事業ごとに別に期日を定めた場合にあつては、その翌月の末日。）までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、水産庁にあつては水産庁長官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、

当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第15第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。ただし、別表1の区分の欄の1の(1)の事業において、補助事業者に対し補助金等の全額が概算払により交付された場合における実績報告書の提出期限は、交付規則第6条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、交付決定者に提出しなければならない。

3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第21 交付決定者は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱い)

第22 交付決定者は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額(以下「海外付加価値税」という。)について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第20第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

い。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第20第4項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

- 第23 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第24 交付決定者は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

- 第25 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第26 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及び

めん羊並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（収益納付）

第27 補助事業者は、補助事業を実施することにより相当の収益が生じたときは、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合、その他補助事業者は前項により報告すべき相当の収益を生じたものと輸出・国際局長等が認定したときは、輸出・国際局長等が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

第28 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第29に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第29 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（交付決定額の下限）

第30 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付決定者が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

（電子情報処理組織による申請等）

第31 補助事業者は、第9第1項の規定による交付の申請、第12の規定による申請の取下げ、第15第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第17の事業遅延の届出、第18の規定による状況報告、第19の規定による概算払請求、第20第1項による実績報告、第20第2項による年度終了実績報告、第20第4項による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第26第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と補助金の交付を受けようとする者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類

について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合であって、電子情報処理組織が様式を提供するときは、本要綱の様式の定めにかかわらず、当該電子情報処理組織が提供する様式によるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合は、当該電子情報処理組織のサービス提供者が別に定める当該電子情報処理組織の利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第32 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第15から第18まで、第20、第22から第25まで、第27及び第28並びに第30の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。

6 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

8 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受け

た場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第33 補助事業者は、本事業の実施状況等について、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、事業実施状況報告書を作成し、事業実施計画調整者に報告するものとする。

(指導等)

第34 事業実施計画調整者は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第35 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、輸出・国際局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）は廃止する。
- 3 2による廃止前の交付要綱及び実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 4、第 7、第 8 及び第 16 関係）

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
農林水産物・ 食品輸出促進 緊急対策事業	認定品目団体等が戦略的に取り組む、オールジャパンでの業界共通課題の解決や販路拡大等を支援し、業界全体の輸出力を強化するとともに、重要市場の商流の維持・拡大に向けて日本産品の競争力強化を図ることにより、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大するため、以下の 1 から 3 までの取組を支援する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する 1 の経費及び補助事業者が本要綱に基づいて公募し、採択した認定品目団体等又は民間団体等に対して補助する場合における当該補助に要する 2 又は 3 の経費	1 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体		1 経費の欄に掲げる 1、2 及び 3 の経費の相互間における経費の増減 2 経費の欄に掲げる 1（1）及び（2）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30%を超える増減 3 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	補助事業に要する経費の 30%を超える増減 1 事業目的の変更 2 経費の欄に掲げる 2 の（1）から（6）までの中から選択して行う取組の追加又は削除
	1 事業の管理・運営	1 事業の管理・運営に係る次の経費				
	（1）補助金交付事務 補助事業者は、2 の取組を実施する認定品目団体等及び 3 の取組を実施する間接補助事業者の公募、採択、補助金の交付、本事業の進捗管理、額の確定等の事業の管理・運営等を実施する。	（1）補助金交付事務に係る経費		定 額		
	（2）活動強化支援 補助事業者は、2 の取組を実施する認定品目団体等を対象に、効果的な活動の実施に資する優良な成果等の情報の収	（2）活動強化支援に係る経費		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	集及び提供、認定品目団体等の事務運営及び事業実施に係る助言、認定品目団体等を対象とした事業の企画等に関する勉強会の開催等を行う。 また、3の取組を実施する間接補助事業者を対象に、効果的な活動の実施に資する優良な成果等の情報の収集及び提供を行う。 2 認定品目団体等が行う業界全体の輸出力強化への支援 補助事業者は、認定品目団体等が業界を取りまとめ、(1)から(6)までの中から選択して行う取組について、その要する経費を補助するものとする。 (1) 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等 輸出拡大に向け重点的に取り組む国・地域(以下この項目及び(3)において「輸出ターゲット国・地域」という。)や新たな輸出拡大が見込まれる輸出先国・地域の市場動向や規制等に関する調査、検討会・研修会の開催、輸送・通関等の実証等及び輸出拡大に向けた業界共通課題の解決に必要な調査、実証等 (2) 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等 ア 業界統一規格の策定等や国内事業者の水平連携に向けた体制整備 業界統一規格やマニュアル等の	2 認定品目団体等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組に係る次の経費 (1) 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場・規制等調査、輸送試験に係る経費及び業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等に係る経費 (2) 業界統一規格の策定・普及等や国内事業者の水平連携に向けた体制整備に係る経費 ア 業界統一規格の策定等や国内事業者の水平連携に向けた体制整備に係る経費		定 額 定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	策定に向けた検討会等の開催、調査・実証、普及に向けた研修会の実施、専門家による指導や、産地間連携に向けた検討会等の開催、情報収集、データベースの構築等 イ 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援 認定品目団体等が策定した業界統一規格やマニュアル等を、団体構成員が遵守するために取得する認証等に係る費用支援 (3) 海外におけるジャパンプランドの確立・販路開拓活動 海外における日本産農林水産物・食品の認知度向上やブランド力向上に向けたオールジャパンのロゴ等の作成、商標等取得、偽装防止対策や、輸出ターゲット国・地域等を対象とした専門家等の配置、販売・宣伝実証、プロモーション、見本市等への出展、展示会の企画・実施、バイヤー招へい、商談会・セミナーの開催等 (4) 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備 任意のチェックオフ制度の導入に当たって必要な調査、検討会の開催、任意のチェックオフ制度の運用（資金の徴収・管理等）等整備 (5) 品目団体の機能強化のための専門家・コンサルタント等による支援 品目団体が行う人材確保のための専門家への相談、認定品目団体等の構成員等に対して、所管品目の輸出に係	イ 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援に係る経費 (3) 海外におけるジャパンプランドの確立・販路開拓活動に係る経費 (4) 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用に係る経費 (5) 輸出手続や商談等の専門家による支援に係る経費		1/2 以内 定 額 定 額 定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	る手続や商談等の輸出促進セミナー等の開催 (6) ジェトロ・JF00D0 と連携した商流の開拓支援 独立行政法人日本貿易振興機構又は日本食品海外プロモーションセンターと連携して行う(1)から(5)までの取組 3 重要市場の商流の維持・拡大への支援 補助事業者は、採択された間接補助事業者に対して、重要市場の商流の維持・拡大に向けて日本製品の競争力強化を図るために行う次の取組について、その要する経費を補助するものとする。 (1) 販路拡大(小売店でのプロモーションや外食チェーンでのフェアの実施、商談参加等) (2) 高付加価値化(新商品開発、テストマーケティング、現地小売が求める認証等の取得等) (3) コスト削減(共同物流構築、省人化・	(6) 独立行政法人日本貿易振興機構又は日本食品海外プロモーションセンターとの連携に係る経費 3 民間団体等が行う重要市場の商流の維持・拡大への支援 (1) 販路拡大の取組に係る経費 ア 機器・備品の購入、借上げ又は現地小売等が求める認証等の取得のために必要な経費 イ ア以外の経費 (2) 高付加価値化の取組に係る経費 ア 機器・備品の購入、借上げ又は現地小売等が求める認証等の取得のために必要な経費 イ ア以外の経費 (3) コスト削減の取組に係る経費		定 額 1/2 以内 定 額 1/2 以内 定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
2 新市場開拓プロジェクト緊急対策事業	効率化のための機器導入等)	ア 機器・備品の購入、借上げ又は現地小売等が求める認証等の取得のために必要な経費 イ ア以外の経費	2 独立行政法人日本貿易振興機構	1/2 以内	経費の欄に掲げる1から9までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更 海外マーケットセミナー、商談スキルセミナー及び品目別セミナー等の開催箇所数又は開催回数の減少
	(1) 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業 未開拓の有望エリア等の新市場の開拓に重点を置いて、農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、独立行政法人日本貿易振興機構による輸出事業者サポート、日本食品海外プロモーションセンターによる日本産品の重点的・戦略的プロモーション等を支援するため、以下の1から9までの事業を実施し、輸出の体制強化を加速化する。 1 事業者サポート体制の強化事業 (1) 海外マーケットセミナー、商談スキルセミナー及び品目別セミナー等の開催 日本産農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出に関心のある農林漁業者等に対して、海外現地の事情や制度を紹介するための海外マーケットセミナー、商談スキルの向上を目的とした商談スキルセミナー、品目別に輸出事例や課題、有望市場や規制・制度等について紹介する品目別セミナー等を開催する。	独立行政法人日本貿易振興機構が本要綱に基づいて実施する事業に要する1から9までの経費 1 事業者サポート体制の強化事業費 (1) 海外見本市への出展、商談会の開催等に係る経費		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	(2) 輸出プロモーターの設置 輸出産地におけるマーケットインによる輸出に取り組む事業者の支援のため、輸出プロモーターを設置する。これらの者は、農林水産物等の輸出に大きな可能性を有する事業者に対して、輸出戦略の策定から契約締結まで、具体的な商談成約に結びつけるためのサポートを行い、有望な輸出事業者として育成する。 (3) 海外コーディネーターの配置 マーケットインの発想に基づく輸出の加速に向け、海外における我が国からの農林水産物等の輸出に大きく貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出に取り組む農林漁業者等に向けた現地で受容性の高い商品の提案、セミナーや相談対応による現地の市場動向等に係る情報提供及びプッシュ型のマッチング支援等を行うため、現地事情に精通した海外コーディネーターを配置する。 (4) 制度調査・ポータル整備等 農林水産物等の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造、海外市場の動向等についての調査を実施し、情報を蓄積することで、農林水産物等の輸出に取り組む事業者からの種々の問合せに対応するほか、事業カレンダーや国・地域別カレンダーを活用したオールジャパンの取組を推進し、事業者にとって必要な情報の提供や課題の解決に向けた助言等を行うワンストップステーションとしての体制	(2) 輸出プロモーターの設置に係る経費 (3) 海外コーディネーターの配置に係る経費 (4) 制度調査・ポータル整備等に係る経費				輸出プロモーターの設置人数の減少 海外コーディネーターの設置国・地域の変更（増設の場合を除く。）又は設置人数の減少

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	を構築する。 (5) 商談後の調査・分析 過去、海外見本市や国内外商談会等に参加した農林漁業者等について、商談後のフォローアップを行う。商談後、成約に至ったかどうかのヒアリングを行い、成約に至った、または至らなかった要因を検討し更なる支援の提供を行う。 2 海外見本市への出展及び商談会の開催事業 (1) 海外見本市への出展 海外における農林水産物等の商品価値を高めつつ、海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等の商流構築を図るため、海外で開催される有望な海外見本市へブース（以下「ジャパンパビリオン」という。）を出展する。 (2) 国内商談会の開催 海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等と有望なバイヤー等との商流構築を図るため、日本において、海外インポーター・ディストリビューター、日本産食材を原材料として活用する海外の食品産業事業者及び国内輸出商社を含むバイヤー等を相手とした商談会を開催する。 (3) 海外商談会の開催 海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等と有力なバイヤー等との商流構築を図るため、海	(5) 商談後の調査・分析に係る経費 2 海外見本市への出展及び商談会の開催事業費 (1) 海外見本市への出展に係る経費 (2) 国内商談会の開催に係る経費 (3) 海外商談会の開催に係る経費		定 額		出展見本市の変更（追加出展を除く。）又は出展回数の減少 商談会の開催箇所又は開催回数の減少 商談会の開催国・地域の変更（開催国・地域の追加を除く。）ま

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	外において、海外インポーター・ディストリビューター及び日本産食材を原材料として活用する海外の食品産業事業者を含むバイヤー等を相手とした商談会を開催する。 3 現地商流への積極的なアプローチを通じた新市場開拓 マーケットインの視点から海外現地からの要望に対応する商談事業の組成を行い、未開拓の有望エリアや非日系市場等の新市場の開拓・販路拡大につなげる。また、全国農業協同組合連合会等、輸出に意欲的な産地の輸出拡大に資するため、海外現地で得られる知見を活かしながら商談事業の組成を行う。 4 品目ごとの輸出拡大に向けた商流構築支援 特に、未開拓の有望エリアや非日系市場等の新市場に重点を置き、輸出重点品目を中心とした各品目におけるターゲット国・地域のニーズ等に関する情報の提供、商談機会の組成等、品目団体と連携するなどした商流構築支援を行う。 5 輸出産地集中支援（ジェトロ） 農林水産省が定めるフラッグシップ輸出産地の輸出拡大に資するため、日本食品海外プロモーションセンターが行う、事業者が相応の価格で販売できる環境形成（ブランディング）を推進する活動と最大限連携し、産地の要望を踏まえた商流構築を行う。 6 戦略的プロモーションの重点実施	3 現地商流へのアプローチを通じた新規市場開拓支援に係る経費 4 品目ごとの輸出拡大に向けた商流構築支援に係る経費 5 輸出産地集中支援（ジェトロ）に係る経費 6 戦略的プロモーションによる新市		定 額 定 額 定 額 定 額	経費の欄に掲げる5の経費の減	たは開催回数の減少 輸出拡大を重点的

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	輸出重点品目及びその組み合わせを対象に、特に、未開拓の有望エリアや非日系市場等の新市場に重点を置き、海外市場動向や輸出環境等を踏まえ、戦略的プロモーションを実施する。 7 インバウンド等との連携プロモーション 輸出産地やジェトロ等と連携し、現地の日本産食材サポーター店等を活用した産地情報等の発信及びインバウンドの訪日誘客にもつながるよう、日本のアニメ等のコンテンツの放映等の情報発信並びにプロモーション等を実施する。 (1) 輸出産地及びジェトロ等と連携し、多言語発信が可能なデジタルコンテンツ(Taste of Japan)及び日本産食材サポーター店等を活用した訪日誘客に繋がる産地の情報発信等を実施する。 (2) コンテンツを活用したプロモーションの実施 これまで日本食の喫食体験のなかった海外の消費者に対して、日本のアニメ等のコンテンツ放映等を通じた情報発信及びプロモーション等を実施する。 8 グローバルイベント等における日本食・食文化発信 各種国際会議などのグローバルイベントの機会を捉えたトップセールス等を含めたプロモーションを実施し、日本食・食文化の魅力を海外の消費者に効果的に発信することにより、海外現地にお	場開拓に係る経費 7 インバウンド等との連携プロモーションに係る経費 (1) 産地情報等の発信に係る経費 (2) コンテンツを活用したプロモーションの実施に係る経費 8 グローバルイベント等における日本食・食文化の発信に係る経費		定 額		に目指す品目及び国・地域の変更(増加は除く。)又は減少
				定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	ける日本食・食材の需要拡大を図る。					
	9 輸出産地集中支援（JF00D0） 農林水産省が定めるフラッグシップ輸出産地の輸出拡大に資するため、ジェトロが実施する海外見本市への出展やバイヤー招聘商談会と連動し、事業者が相応の価格で販売できる環境形成（ブランディング）の推進や、現地消費者向け施策を展開し、認知度や喫食機会の拡大を図る。	9 輸出産地集中支援に係る経費		定 額	経費の欄に掲げる9の経費の減	事業実施回数の減少
(2) 食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査緊急支援事業	日本産農林水産物・食品の輸出、日本食・食文化の理解促進に寄与する海外でのサプライチェーン構築に向けて、民間事業者による投資案件形成に必要な支援を実施する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する海外でのサプライチェーン構築に向けた投資案件形成に係る投資可能性調査に要する経費	3 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	1/2 以内		事業目的の変更
(3) インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大緊急支援モデル事業	訪日外国人（インバウンド）に人気があるが、輸出につながっていない日本産食品について、輸出を実現するための課題を明らかにし、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組に対する支援を実施する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施するインバウンドを起点とした食品の輸出につながる取組に要する経費	4 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	1/2 以内		事業目的の変更
3 ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立緊急対						

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
策事業		補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する4の経費及び補助事業者が公募し、採択した間接補助事業者に対して補助する場合における当該補助に要する1から3までの経費	5 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体		経費の欄に掲げる1から3までの経費と4の経費の相互間における30%を超える増減	事業目的の変更
(1) 水産物輸出加速化連携推進事業	1 輸出バリューチェーン改善検討事業 生産者、加工・流通事業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の加速化に取り組む協議会（以下「輸出加速化連携協議会」という。）による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等を実施する。	1 輸出バリューチェーン改善検討に要する経費		定 額		
	2 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業 1で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等を支援する。	2 輸出バリューチェーン改善システム等導入に要する経費		1/2 以内		
	3 輸出バリューチェーン改善実証事業 1で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出加速化連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組を支援する。	3 輸出バリューチェーン改善実証に要する経費		1/2 以内		
	4 審査委員会等管理運営事業 輸出加速化連携協議会による課題提案書の募集、受付、外部審査、交付事務その他事業の管理運営を実施する。	4 審査委員会等管理運営に要する経費		定 額		
4 グローバル産地生						

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
産流通基盤強化緊急対策事業						
(1) G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	規制の緩やかな輸出先国・地域への依存からの脱却を図り、規制の厳しい新たな輸出先国・地域の開拓を加速化するため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の 規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を推進する以下の 1 及び 2 の取組への支援を実施する。 1 プロジェクトの管理・運営 補助事業者は、2 のプロジェクトを行う都道府県等の公募選考会の開催、本事業の管理運営、G F P 等との連携によるプロジェクトのサポート、プロジェクトの進捗状況に係る意見交換等の企画運営、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開等を図るための都道府県等との連携体制の構築や成果発表会を実施する。 2 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施 補助事業者は、(1) 及び (2) の事業について、その要する経費を補助するものとする。 (1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化 東南アジアや欧米など規制の厳しい新たな輸出先国・地域の開拓を加速化するため、輸出産地・事業者、都道	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する 1 の経費及び補助事業者が本要綱に基づいて公募し、採択した間接補助事業者に対して補助する場合における当該補助に要する 2 の経費 1 プロジェクトの管理・運営に係る経費 2 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施に係る経費 (1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費	6 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額	定 額	経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30%を超える増減 事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(2) 加工食品 輸出先国 多角化等 支援事業	府県、J A 系統、輸出商社、物流業者等の地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組。					
	(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築 (1) の推進体制の下、輸出支援プラットフォームや海外の大規模な実需者等と連携するとともに、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るため、生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデルを構築する取組。	(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費				
	食品製造業は、中小・零細事業者が大半を占めており、単独で販路拡大等に取り組むことが困難である。このため、複数の食品製造事業者等が参画した加工食品クラスターの輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大に向けた取組等を実施するための以下の 1 及び 2 の取組への支援を実施する	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する 1 の経費及び補助事業者が本要綱に基づいて公募し、採択した間接補助事業者に対して補助する場合における当該補助に要する 2 の経費	7 大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)が別に定める者から公募により選定された団体		経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30%を超える増減	事業目的の変更
	1 加工食品クラスターの組成、育成、輸出事業計画の策定支援等 補助事業者は、次の事業を行うものとする。 2 の事業を実施する民間団体の公募選考会の開催、採択、補助金の交付、事業の進捗管理及び遂行 サポート、輸出事業計画の策定支援、優良事例等輸出に関する情報提供等を実施する。	1 加工食品クラスターの組成、育成、輸出事業計画の策定支援等に係る経費		定 額		
	2 輸出先国の多角化や既存の輸出先国	輸出先国の多角化や既存の輸出先国		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(3) 青果物輸出産地体制強化加速化事業	における商流拡大 補助事業者は、次の事業について、その要する経費を事業実施者に補助するものとする。 加工食品の輸出拡大に向けて、加工食品クラスターが販路開拓を行い、輸出の商流を構築するための海外ニーズ調査・勉強会やテストマーケティング、展示会・商談会への参加、現地バイヤー、シェフ等へのPR等 輸出拡大実行戦略に即して、早急に青果物輸出産地の体制強化を図るため、以下の1及び2の取組への支援を実施する。	における商流拡大に係る経費 補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費	8 農産局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額 (機器等のリースは1/2以内) 定 額 (機器等のリースは1/2以内)	1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	1 残留農薬基準等の規制対応 輸出先国・地域の植物検疫条件や残留農薬基準等の規制に対応し、その生産体制や品質保持のための流通体制の強化、輸出向けロットの確保等に向けた取組 2 輸出植物検疫に係る協議（解禁・緩和）の効果的な推進 訪日客向けの日本産果実の需要調査を実施し、対象国・品目の需要把握に関するフィージビリティ調査を行う取組	1 残留農薬基準等の規制に対する取組に係る経費 2 輸出植物検疫に係る協議の効果的な推進に係る経費				
(4) 有機JAS認証、GAP認証	農産物等の輸出拡大に向け、有機JAS認証、GAP認証等の取得支援やGAP認証審査の円滑化を目的に以下の1及び2	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する1及び2の経費並びに補助事業者が本要綱に基づいて公募	9 農産局長が別に定める者から		1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけ	1 事業メニューの新設又は廃止

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
証取得等 支援事業	の取組への支援を実施する。 1 有機 J A S 認証、G A P 等認証取得等支援事業 農業者等による有機 J A S 認証、G A P 等認証（G L O B A L G. A. P. J G A P、M P S 等）の取得等の支援を実施する。 2 G A P 認証審査円滑化支援事業 G A P の認証審査を行う者等に向けた審査の円滑化を実現するための取組への支援を実施する。	し、採択した間接補助事業者に対して補助する場合における当該補助に要する 1 の経費 1 有機 J A S 認証、G A P 等認証取得等支援に係る経費 （1）有機 J A S 認証取得等支援に係る経費 （2）G A P 等認証取得等支援に係る経費 2 検討会の開催、研修会の開催、研修受講の成果の確認等の G A P 認証審査の円滑化に向けた取組に係る経費	公募により選定された団体	定 額 （認証の取得及び機器等のリースは 1/2 以内） 定 額	るそれぞれの経費の 30% を超える増減 2 経費の欄に掲げる 1（1）及び 1（2）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30% を超える増減	2 事業目的の変更
(5) 水産エコラベル認証取得支援事業	水産資源の持続的利用に対する国際的な関心への高まり等への対応を図るため、特に国際取引において、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得促進に向け、審査の事前準備となるコンサルティングの実施に係る取組を支援する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する経費	10 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体	定 額		事業の内容の変更
5 サプライチェーン連結強化緊急対策	規制の厳しい輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系市場等）などを確立するため、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築を推進する以下の 1 及び 2 の取組への支援を実施する。 1 プロジェクト計画作成等支援 サプライチェーン構築に当たっての課題の明確化のために行う国内外の調	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する 1 及び 2 の経費 1 プロジェクトの計画作成等に要する経費	11 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	1/2 以内 （中 小 企 業 等	経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間における経費の 30% を超える増減	事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
6 輸出環境整備緊急対策事業	査、課題解決のための合意形成に係る検討会の開催、プロジェクトの効果分析その他プロジェクト計画の策定及びプロジェクトの推進のために必要な取組を支援する。 2 サプライチェーン課題解決実証支援 生産・出荷段階、流通段階、販売段階におけるサプライチェーンの各段階における課題解決のための実証の取組を支援する。	2 サプライチェーンの課題解決のための実証に要する経費		にあつては 2/3 以内) 1/2 以内 (中 小 企 業 等 に あ っ て は 2/3 以内。た だ し、機 器 購 入 に つ い て は 1/2 以内)		
	(1) 輸出先国の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査緊急支援事業 1 畜産物モニタリング検査 輸出先国が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質等に係るモニタリング検査の実施に必要な取組を支援する。 2 水産物モニタリング検査 輸出先国が求める水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質等に係るモニタリング検査の実施に必要な取組を支援する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 畜産物モニタリング検査に係る経費 2 水産物モニタリング検査に係る経費	12 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額	経費の欄に掲げる 1 から 4 までの経費の相互間における経費の増減	事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(2) 模倣品等 対策事業	3 農産物モニタリング検査 輸出先国が求める農産物の農薬、汚染物質等の残留物質等に係るモニタリング検査の実施に必要な取組を支援する。	3 農産物モニタリング検査に係る経費	13 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	4 生産海域モニタリング検査 輸出先国が求める二枚貝類等の生産海域のプランクトン、貝類等に係るモニタリング検査の実施に必要な取組を支援する。	4 生産海域モニタリング検査に係る経費				
	オンライン取引における育成者権の侵害を防止するため、以下の1及び2の取組を支援する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費				
	1 オンライン取引における侵害判断のためのガイドライン作成 オンライン取引における侵害疑義種苗出品について、円滑に削除要請を行うためのガイドライン作成を支援する。	1 オンライン取引における侵害判断のためのガイドライン作成に係る経費				
(3) 植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業	2 オンラインサイトの巡回監視・侵害対応 オンライン取引における侵害疑義種苗出品の巡回監視、侵害認定、削除要請等の取組を支援する。	2 オンラインサイトの巡回監視・侵害対応に係る経費	14 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム		補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
	海外における我が国優良品種等の無断栽培や模倣被害を防止するため、以下の1から5までの取組を支援する。	植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが本要綱に基づいて実施する事業に要する5の経費並びに植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが公募・選定した支援対象者に対して補助する場合における当該補助に要する1から4までの経費				

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	1 海外品種登録出願促進対策 海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、品種登録出願手続きを迅速に進めるための取組を支援する。 (1) 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願 (2) (1) 以外の海外への品種登録出願 2 海外商標登録出願促進対策 海外での商標等登録が我が国農産物の輸出力強化につながる日本産の農産物等について、商標等登録に必要な取組を支援する。 (1) 我が国農産物等の輸出力強化のため重要な日本産の農産物等の海外への商標等登録出願 (2) (1) 以外の海外への商標等登録出願 3 海外侵害対策 我が国優良品種や日本産の農産物等について、知的財産権の侵害に対する侵害対策の取組を支援する。 4 戦略的な海外ライセンスの推進等対策 戦略的な海外ライセンスの推進等に必要な取組を支援する。	1 海外品種登録出願促進対策に係る経費 (1) 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願に係る経費 (2) (1) 以外の海外への品種登録出願に係る経費 2 海外商標登録出願促進対策に係る経費 (1) 我が国農産物等の輸出力強化のため重要な日本産の農産物等の海外への商標等登録出願に係る経費 (2) (1) 以外の海外への商標等登録出願に係る経費 3 海外侵害対策に係る経費 4 戦略的な海外ライセンスの推進等対策に係る経費		定 額 1/2 以内 定 額 1/2 以内 定 額 定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(4) 輸出水産 食品取扱 施設の認 定加速化	(1) 我が国品種の活用推進 海外での我が国品種の導入推進に向けたプロモーション等、我が国品種の活用推進に向けた取組を支援する。 (2) 植物検疫等対応 海外ライセンスの候補国・地域へ種苗を持ち込むための植物検疫に関する情報収集や対応等を支援する。 (3) 防衛的許諾モデルの構築 実効的な侵害監視・侵害対応体制の確立を目的とした防衛的なライセンス（以下「防衛的許諾」という。）の先駆的モデルの構築のため、ライセンス先の選定や契約条件の交渉等の取組を支援する。 (4) 優良品種の実践的な国内管理モデルの構築 我が国優良品種の国内管理を徹底するため、苗木の厳格かつ効果的な管理モデルを構築し、横展開を図る取組を支援する。 5 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムの管理運営 補助事業者が行う本事業の管理運営、間接補助事業者の選考、採択、補助金の交付、進捗管理等の取組を支援する。また、補助事業者は、1 から 4 までの事業について、その要する経費を事業実施者に補助するものとする。	(1) 我が国品種の活用推進に係る経費 (2) 植物検疫等対応に係る経費 (3) 防衛的許諾モデルの構築に係る経費 (4) 優良品種の実践的な国内管理モデルの構築に係る経費 5 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムの管理運営に係る経費	15 輸出・国際局長が別に定める者か	定 額		事業目的の変更
		補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費				

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
緊急支援事業	1 衛生管理に係る講習会等の開催 米国やEU等向け輸出水産食品取扱施設の認定取得に向けた専門家による一般衛生管理や衛生管理に係る講習会等を開催する。 2 施設認定支援 輸出先国・地域が求める輸入条件に適合する施設の認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国・地域の求める輸入条件に適合しているかどうかの確認、品質・衛生管理専門家の現地派遣等に伴う経費を支援する。	1 衛生管理に係る講習の開催に係る経費 2 認定施設に係る経費	ら公募により選定された団体	定 額 1/2 以内		
7 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業			16 大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)が別に定める者から公募により選定された団体			
(1) 加工食品国際標準化緊急対策事業	加工食品の輸出に当たっては、輸出先国・地域の規制に対応した食品添加物、容器等を使用する必要がある、これに対応するため、以下の1及び2の取組への支援を実施する。	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する1及び2(1)、(2)の経費並びに補助事業者が本要綱に基づいて公募し、採択した間接補助事業者に対して補助する場合における当該補助に要する2(3)の経費			経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業目的の変更
	1 連携体制の構築・調査等	1 連携体制の構築・調査等に係る経		定 額		

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(2) 有機 J A S 普及対策事業	補助事業者は、次の事業を行うものとする。 食品製造事業者等との連携体制の構築等、2（3）の事業を実施する食品製造事業者等の公募選考会の開催・採択・補助金の交付・事業の進捗管理、輸出に関する調査等を実施する。 2 加工食品の国際標準化 （1）早見表作成等 主要な輸出先 10 ヶ国・地域において添加物の規制情報を整理した海外食品添加物規制早見表について、新たにコーデックス規格の基準に関する情報等を追加する。 （2）研修会の開催 食品添加物、賞味期限延長等の研修会の開催等により知見を共有する。 （3）規制や賞味期限延長への対応、食品添加物・包材等の切替え等 輸出先国・地域の規制や賞味期限延長への対応のため、代替添加物・包材等の切替え、試験、商品開発、分析機器導入等を支援する。	費 2 加工食品の国際標準化に係る経費 （1）早見表作成等に係る費用 （2）研修会の開催等に係る費用 （3）規制や賞味期限延長への対応、食品添加物・包材等の切替え等に係る費用		定 額		
	2030 年の輸出額目標 5 兆円の達成に必要な加工食品等の輸出拡大に向け、有機 J A S の更なる普及等を図るため、以下の取組への支援を実施する。 有機 J A S の運用改善（リモート調査の導入や使用可能資材リストの公表等）によ	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 有機 J A S 認証取得等に係る経費		1/2 以内	1 経費の欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30% を超える増減 2 補助率が異なる経費ごとの相	事業目的の変更

区 分	事 業 内 容	経 費	補助事業者	補助率	重 要 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
	る負担軽減に向けて、有機 J A S 認証取得等をモデル的に支援するとともに、認証件数の増加に対応するため、登録認証機関の検査員の拡充やスキル向上に向けた取組を支援する。	2 登録認証機関の検査員研修に係る経費 3 有機農産物検査認証制度ハンドブック改正等に向けた検討に係る経費 4 上記 1 及び 2 の対象事業者の選定並びに実証結果の情報提供等に係る経費		1/2 以内 定 額 定 額	互間における経費の増減	

別表２（第６及び第９関係）

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業に係る事業実施計画調整者及び交付決定者

補助事業者の区分	事業実施計画調整者	交付決定者
品目団体等輸出力強化緊急対策事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査緊急支援事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大緊急支援モデル事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
水産物輸出加速化連携推進事業の補助事業者	水産庁長官	農林水産大臣
G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
加工食品輸出先国多角化等支援事業の補助事業者	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）	農林水産大臣
青果物輸出産地体制強化加速化事業の補助事業者	農産局長	農林水産大臣
有機 J A S 認証、G A P 認証取得等支援事業の補助事業者	農産局長	農林水産大臣
水産エコラベル認証取得支援事業の補助事業者	水産庁長官	農林水産大臣
サプライチェーン連結強化緊急対策の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
輸出先国の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査緊急支援事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
模倣品等対策事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣
輸出水産食品取扱施設の認定加速化緊急支援事業の補助対象者	輸出・国際局長	農林水産大臣
加工食品国際標準化緊急対策事業の補助事業者	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）	農林水産大臣
有機 J A S 普及対策事業の補助事業者	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）	農林水産大臣

別記様式第 1 号（第 9 関係）

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業） 交付申請書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び計画
- III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
合 計				

（注 1） 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること（農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱の別表 1 の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる経費を記載する。）。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

IV 補助事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

V 添付書類

- 1 補助事業者の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 補助事業者の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）

(注1) 添付書類のうち、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱第6に基づき提出された事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 上記1・2の添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（間接）補助事業者 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 3 号（第 15 関係）

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注 1）したいので、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱第 15 の規定に基づき申請する。

記（注 2）

（注 1） 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注 2） 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 4 号（第 1 7 関係）

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農林水産物・食品輸出
促進緊急対策事業補助金交付等要綱第 1 7 の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注 1）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注 2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、
「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載
すること。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業につ
いて、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱第 18 の規定に基づき、その遂行状
況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年〇月〇日までに 完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注 1） 区分の欄には、別記様式第 1 号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項
について記載すること。
- （注 2） 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第19関係）

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

(交付決定者) 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

官 署 支 出 官 〇 〇 殿
(第19第1項に定める官署支出官名を記入)

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、農
林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をしたい
ので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	(A) 国庫補助 金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇月〇 日現在 の出来 高	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額	〇月〇 日まで の予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注1) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項
について記載すること。
- (注2) 下線部は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の
遂行状況報告欄は空欄とすること。
- (注3) 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- (注4) 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業につ
いて、交付決定通知の内容に従い下記のとおり実施したので、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事
業補助金交付等要綱第 2 0 第 1 項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求す
る。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
合 計				

（注 1） 区分の欄には、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱の別表 1 の区分
の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる経費を記載する。
（注 2） 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額

がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、3 経費の配分及び負担区分の「区分」欄の事業名とその経費を記載する。

6 添付書類

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(注5) 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」(間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」)旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。

(注6) 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 2 の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱第 2 0 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合 計							

- （注 1） 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- （注 2） 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- （注 3） 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表2の左欄に掲げる補助事業者の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付
決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって交付決定の通知があった農林水産物・食品
輸出促進緊急対策事業補助金について、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱第
20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号による額の確定通知額) | | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び
地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料
を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

事業実施年度			令和 年度		農林水産省所管補助金名										
事業 種類	事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業 種目	事業 主体	施設 区分	設置 場所	着工年 月 日	竣工年 月 日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承認年 月 日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

- (注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- (注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- (注3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- (注4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 1 1 号（第 2 9 及び第 3 2 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

令和〇〇年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。